

長崎県学校合唱連盟規約

2020. 4. 1

第一章 総 則

第1条（名称）この連盟は、長崎県（学校）合唱連盟と称する。

第2条（事務局）この連盟は、事務局を事務局長の勤務校におく。

第3条（構成）この連盟は、一般社団法人全日本合唱連盟の支部である九州支部と長崎県合唱連盟に所属する県内の高等学校、中学校の合唱団、コーラス部、および長崎県合唱連盟のみに所属する県内の高等学校、中学校の合唱団、コーラス部をもって組織する。

第二章 目的 及 び 事 業

第4条（目的）この連盟は、合唱活動を通じて、各団体相互の親睦と合唱活動の普及、向上発展に寄与し、併せて長崎県における音楽文化活動の浸透と発展に貢献することを目的とする。

第5条（事業）この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 長崎県合唱フェスティバル（九州合唱コンクール予選）の開催。
2. 合唱祭、各種合唱講習会（初任者のための講習会を含む）、合唱指揮、指導法、発声指導法等の各種研究会等の開催。
3. 機関誌の発行。
4. その他、合唱活動の普及、充実、発展に必要な事業。

第三章 役 員 及 び 事 務 局

第6条（役員）この連盟に、次の役員をおく。

| | |
|-------|------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名 |
| 理 事 長 | 1名 |
| 副理事長 | 1名 |
| 常任理事 | 若干名（県央地区からの1名をかならず入れる） |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 約2名 |
| 監事 | 2名 |
| 顧問 | 1名 |

（役員を選任）

- 第7条 1. 会長は高等学校高文連合唱専門部会長が兼任し、副会長は中学校、小学校の所属長の中から選出する。
2. 理事長は、長崎県合唱連盟長崎支部総会で選出された長崎支部長が兼任し、副理事長は長崎県合唱連盟佐世保支部総会で選出された佐世保支部長が兼任する。

第8条 常任理事は高等学校、中学校及び一般の団体より選出する。

第9条 事務局長、事務局次長は、会長・理事長の協議により委嘱し、理事会の承認を得る。

第10条 監事は会長・理事長の協議により委嘱し、理事会の承認を得る。

(役員 の 職務)

第11条

1. 会長は、この連盟を代表し、その運営を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在時は、その職務を代行する。
3. 理事長は、一般社団法人全日本合唱連盟の正会員として、また九州支部の理事(常任理事)として、長崎県合唱連盟とこの連盟の業務を所轄する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障がある場合は職務を代行し、さらに長崎県合唱連盟の両支部および長崎県学校合唱連盟の連携に当たる。
5. 常任理事は、理事長、副理事長と協力し、この連盟の運営に当たる。
6. 事務局長は、この連盟の庶務、会計を管掌する。
7. 事務局次長は、事務局長を補佐する。
8. 監事は、この連盟の事業並びに会計を監査する。
9. 事務局長、事務局員は実務にあたる。

(役員 の 任期)

- 第12条
1. 役員 の 任期は2年とし、再選を妨げない。
 2. 補欠のため選任された役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

(全日本合唱連盟の正会員登録)

- 第13条
1. 総会は、この連盟の理事長を、一般社団法人全日本合唱連盟正会員として推薦する。
 2. 推薦された者は、一般社団法人全日本合唱連盟定款に基づき、登録をしなければならない。

第14条 事務局員については、事務局長が委嘱できるものとする。

第四章 会 議

第15条 会議は総会および常任理事会とする。

(総会)

- 第16条
1. 総会は、加盟団体の代表者または責任者をもって構成し、年1回会長(理事長)が召集する。
他に必要があれば、会長、理事長、副理事長の提案と協議により召集する。
 2. 総会の議長は、出席者の互選による。
 3. 総会に付議すべき事項
 - (1) 事業報告および事業計画
 - (2) 予算および決算

- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改廃
- (5) その他、必要な事項

(常任理事会)

- 第16条 1. 常任理事会は、原則として年2回とするが、業務の遂行上必要がある場合は、随時、会長、理事長が召集することができる。
2. 常任理事会の議長は、理事長とする。
3. 常任理事会で付議すべき事項
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 事業遂行に関する事
 - (3) 事務局並びに会計の運用に関する事
 - (4) 顧問等の推薦に関する事
 - (5) 規約、細則に関する事
 - (6) その他、必要な事項

(会議の定数)

- 第17条 1. 総会並びに常任理事会は、加盟団体の半数以上の出席を以って成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
2. 会議は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は、議長の決するところに依る。ただし、この規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第五章 加 盟 (資格 義務)

- 第18条 この連盟に加盟希望団体は、毎年5月31日までに、所定の申込書に必要事項を記入し、次の加盟費を添えて、長崎県合唱連盟の各支部に申し込みを行わなければならない。

- ※ 全日本合唱連盟、九州合唱連盟、長崎県合唱連盟に加盟する場合
(九州合唱コンクールおよび長崎県合唱連盟が主催する事業に参加の資格を有し、その運営の義務を有する。)

(加盟費)

全日本合唱連盟 3,000円 同・九州支部 3,000円

長崎県合唱連盟 4,000円

(機関誌「ハーモニー」) 1部 720円

1年間で 中学 1部以上×4季 高校 3部以上×4季

- ※ 長崎県合唱連盟のみへの加盟の場合
(九州合唱コンクール以外の、長崎県連盟が主催する事業に参加の資格を有し、その運営の義務を有する。)

(加盟費) 長崎県合唱連盟 4,000円

(登録)

- 第19条 1. この連盟は、加盟申し込みを受理し、全日本合唱連盟九州支部に加盟を希望する団体については、全日本合唱連盟九州支部を通して、全日本合唱連盟に登録の手続きを、その年度の6月10日までに完了しなければならない。
2. 登録を完了した団体は、その日より加盟団体としての資格と義務を有する。

第六章 会 計

第20条 経費は、連盟会費、全日本合唱連盟維持会員費、賛助会費、事業収益、補助金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第21条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 長崎県合唱連盟の各支部

第22条 各支部は、毎年5月末日までに、下記書類を長崎県合唱連盟に提出しなければならない。

1. 加盟団体名簿（指揮者、責任者を含む）および事務所所在地
2. 役員名簿
3. 前年度の事業報告および決算報告
4. 新年度の事業計画および予算案

第八章 補 則

第23条 この規約の施行について、必要がある場合は、理事会の議決を経て別途、細則を定めることができる。

付則

この規約は平成9年4月1日から施行する。

- | | |
|----|-----------|
| 改正 | 平成13年4月1日 |
| 改正 | 平成24年4月1日 |
| 改正 | 平成27年4月1日 |
| 改正 | 平成30年4月1日 |
| 改正 | 令和 2年4月1日 |